

平成 21 年 12 月 22 日

広島大学入学センター

医学部医学科の入学定員の変更について（確定）

広島大学医学部医学科では、平成 21 年 7 月 17 日付け文部科学省高等教育局長通知「地域の医師確保等の観点からの医学部入学定員の増加について」に基づき、平成 22 年度の入学定員の増員について文部科学省へ認可申請を行っていましたが、次のように認可されました。

現 行

学 部	学 科	選 抜 方 法	入学定員	募集人員	備 考
医学部	医学科	一般入試（前期日程）	110	70	
		一般入試（後期日程）		20	
		AO 入試		10	
		推薦入試		10	

変更後

学 部	学 科	選 抜 方 法	入学定員	募集人員	備 考
医学部	医学科	一般入試（前期日程・一般コース）	117	70	前期日程ふるさと枠広島県コース並びにふるさと枠岡山県コース志願者は全員、一般コースとの併願者となります。
		一般入試（前期日程・ふるさと枠広島県コース）		5	
		一般入試（前期日程・ふるさと枠岡山県コース）		2	
		一般入試（後期日程）		20	
		AO 入試		10	
		推薦入試		10	

○ 広島大学医学部医学科一般入試（ふるさと枠）の実施目的と概要

全国的に医師不足の問題が指摘されている中、広島県及び岡山県においても中山間地や一部の診療科などで、必要な医療体制を確保し、維持していくことが難しい状況が生まれています。

広島大学医学部医学科一般入試（ふるさと枠）では、都道府県の策定する「地域医療再生計画」に基づき、地域の医師確保に係る奨学金を活用し、将来広島県及び岡山県での医療を担う人材を育てます。

地域医療に強い関心を持ち、地域に定着する意志を持つ人の入学を期待しています。

なお、一般入試（ふるさと枠）の入学者は、それぞれの県からの奨学金を受給し、卒業後、一定期間地域医療に従事することとなります。

奨学金の概要は、以下の「広島県医師育成奨学金（ふるさと枠）」及び「岡山県医師養成確保奨学金貸与制度」を参照してください。

※ 入学者選抜方法等は「平成 22 年度広島大学学生募集要項（一般入試）」をご覧ください。

広島県医師育成奨学金(広島大学ふるさと枠)

広島県医師育成奨学金(広島大学ふるさと枠)は、広島大学医学部ふるさと枠入学者全員に対して、広島県が、学費、生活費など修学に必要な資金を貸付けるもので、ふるさと枠入学者は全員、入学時に県から奨学金貸付決定を受け、6年間奨学金を受給することになっています。

奨学金の額

1,440万円(年額240万円×6年間)

奨学金の全額返還免除

広島大学医学部を卒業後、奨学金貸付期間の2倍に相当する期間内(返還猶予期間)に、奨学金貸付期間の1.5倍(必要従事期間※1)に相当する期間、広島県内の公的医療機関等に従事し、必要従事期間の1/2に相当する期間※2、次のいずれにかに従事した場合、奨学金の返還が全額免除されます。

- ① 知事が指定する中山間地域※3の公的医療機関等
- ② 知事が指定する診療科

ただし、この条件に該当しなくなった場合や、卒業の見込みがなくなった場合、その他この奨学金の目的を達成する見込みがなくなったと認められるときは、貸付を受けた奨学金の額を知事の定める日までに返還しなければなりません。

※1 別途知事が指定する医療機関において卒後臨床研修を実施する場合は、その期間は必要従事期間に含めます。それ以外の機関で行う卒後臨床研修及び後期研修の期間は、必要従事期間に含めません。

※2 「必要従事期間の1/2」が1年に満たない場合は、1年に切り上げます。

また、別途知事が指定する医療機関で卒後臨床研修を実施する場合は、その期間を必要従事期間から除いた期間の1/2の期間となります。

※3 中山間地域(法改正等により変更になる可能性があります。)

広島市(旧湯来町)、呉市(旧下蒲刈町、旧音戸町、旧倉橋町、旧蒲刈町、旧安浦町、旧豊浜町、旧豊町)、三原市、尾道市(旧市区、旧御調町、旧因島市、旧瀬戸田町)、府中市、三次市、庄原市、東広島市(旧福富町、旧豊栄町、旧河内町、旧安芸津町)、廿日市市(旧佐伯町、旧吉和村、旧大野町、旧宮島町)、安芸高田市、安芸太田町、北広島町、大崎上島町、世羅町、神石高原町

岡山県医師養成確保奨学資金貸与制度について

岡山県では、広島大学医学部医学科のふるさと枠岡山県コースに入学した学生に対し、卒業後に県が指定する岡山県内の医療機関に一定期間勤務すれば返還を免除する奨学資金制度を設けることとしておりますが、その概要は次のとおりです。

- 1 奨学資金 1人当たり 年額240万円（月額20万円×12カ月）
- 2 貸与期間 原則として6年間
- 3 貸与条件 2人以上の連帯保証人が必要
- 4 返還免除 奨学資金の貸与期間の1.5倍の期間（6年間の貸与では9年間）を義務年限とし、県が指定する医療機関で勤務すること。
なお、義務年限内には、2年間の初期臨床研修と1年間の後期臨床研修を含みます。
- 5 返 還 義務年限内に勤務しなくなったときその他奨学資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなったと認められるときは、貸与を受けた奨学資金の全額に一定の利息を加えた額（貸与を受けた額の概ね1.3倍の額）を返還する必要があります。